

第5回大空町農業委員会総会議事録

平成29年10月26日第5回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に召集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

2番 江口 美世司 3番 石田 正俊 4番 苫米地 正幸
5番 澤井 忠雄 7番 岡内 浩之 8番 小久保 謙
10番 早川 敏幸 11番 渡邊 恵二 12番 伊藤 博幸
13番 井上 良幸 15番 田中 秀雄 16番 齊藤 貞利
17番 赤石 昌志 18番 岩原 秀嗣 19番 佐藤 廣治
20番 渡辺 誠 21番 石田 敦 22番 福田 重幸
23番 岡本 シゲ子 25番 長谷川 伸一 26番 永倉 誠二
27番 山神 正信

(2) 欠席者

1番 石原 せつえ 6番 丹羽 真治 9番 長尾 照幸
14番 田中 悟 24番 遠藤 哲也

2. 職員等の出欠状況

事務局長 作田 勝弥 主査 渡邊 豪 主事 菊地 悠汰

第5回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

作田局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第5回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
作田局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さん、ご苦労様でございます。</p> <p>1日1日と朝が寒くなって、先だって23日には、雨がかなりで降って一部雪もちょっと降ったところもございます。</p> <p>今は、豆も大体終わりかけかなと、ビートも終盤の方に入ってきていると思います。ビートについては、例年より糖度が少しあるみたいなので少し期待し、収量もそこそこなのかなと思っていますけど、少し期待をしたいと思います。</p> <p>1つ報告で、11月3日の文化の日に、ここにおられます石田敦委員が、勤続15年以上ということで表彰を受けられます。</p> <p>また元農業委員さんであります岡内祐一さんについても、長きに渡り農民協議会の委員長を歴任され、また農業委員としてもご活躍され、岡内祐一さんも3日の日に表彰を受けるという事で、報告させていただきます。</p> <p>今日は、第5回の総会でございますので、忌憚のない意見を頂いてお願いしたいと思います。</p> <p>簡単ですけども、ご挨拶と致します。宜しくお願い致します。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
作田局長	<p>9月26日開催の第4回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
山神会長	<p>ただ今より第5回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(午後1時32分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p>

<p>作田局長</p>	<p>諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p> <p>ただいまの出席委員は、22名であります。石原委員、丹羽委員、長尾委員、田中悟委員、遠藤委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第4号までの合計8件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>山神会長</p>	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、5番澤井委員、8番小久保委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
<p>渡邊主査</p>	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成29年10月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第1号所有権移転1番説明朗読】</p> <p>1番から3番までの全件につきましては、親子間の贈与の案件です。そのため、全件とも図面については、省略しております。</p> <p>全件とも農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
<p>山神会長 委員長</p>	<p>この件について第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p> <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の所有権移転関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、所有権移転関係2番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第1号所有権移転2番説明朗読】
山神会長	この件について第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま。以上です。
山神会長	これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の所有権移転関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、所有権移転関係3番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第1号所有権移転3番説明朗読】

山神会長	この件について第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
山神会長	これより所有権移転関係3番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の所有権移転関係3番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第1号利用権設定1番説明朗読】 この件につきましては、新規案件です。 貸主の配偶者の死亡等により、離農することとなり、1年間の賃貸借契約を結びたいとのことです。 図面については、1ページに掲載しております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
山神会長	この件について第1地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。

委員	はい。
山神会長	委員。
委員	7,500 円って賃貸料ですよ。
渡邊主査	10 a 当たりの単価が 7,500 円です。
委員	7 町だよ。
渡邊主査	実際の実耕作面積の部分での、7,500 円で設定されています。山林の部分も混ざっていますので、そういうところを引かせて頂いて 7,500 円です。
委員	小作料自体は、合っていると。
渡邊主査	はい。
山神会長	よろしいですか。
委員	はい。
山神会長	他にございますか。
委員長	はい。確認という事で。
山神会長	小久保委員長。
委員長	今の質問にあったように、ここに書く単価は常に実耕作面積で、今までも書いていたと。 ある時は全面積で、ある時は実耕作面積でという紛らわしいので、統一されているのかい。
渡邊主査	一応、申請書がそういう書き方になっていたので、そのまま書いている部分もあると思うので、ちょっとその辺を統一した方がよろしいかと思っております。

委員長	ということは、案件ごとに違っていたという事ですか。
渡邊主査	はい。そうです。
委員長	これはちょっと私にはわからないので、ご審議願います。
山神会長	<p>今、委員より、賃貸の場合は、その地籍と実際耕作している面積があると思いますけれども、普通はだいたい実際耕作している面積に掛ける賃貸料でなんぼってでるのが今までの大方だと思う。</p> <p>これを見ますと山林も入っている面積、今までもそれが契約をした時の面積であれしていると思うけれども、一律になっていたのか、その辺が、今、小久保委員長が言われたように2つがばらばらになっているより1つにまとめていった方が、自分も良いのかなと思います。</p>
委員	はい。
山神会長	田中秀雄委員。
委員	<p>今回のケースは、半分ぐらいという事でしょう。</p> <p>あまりにもその法面とかっていう場合とは、だいぶ違うからちょっと変だなと思ったんだよね。</p>
委員長	<p>これ実際のある場面でも、こういうふうになるんです。借りる方は当然だけど、実耕作面積を対象にやってほしい。</p> <p>こういう数字は、ある場面では、公表されることになるので、そうすると、結局、はっきりしてないと外にも説明がしづらいということもあるので、ここの表記の基準を作った方が良い。</p>
山神会長	<p>この場ではちょっと返答できませんので、これは事務局、あと何人かの方に声を掛けさせて頂きたいと思いますので、それでちょっと一律に、これからそういう形にしたいと思いますので、よろしいでしょうか。</p>
委員	(はいの声)
山神会長	<p>宜しくお願い致します。</p> <p>他に質疑がありますか。</p>
委員	(無しの声)

山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係2番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第1号利用権設定2番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、経営移譲に関する親子間の使用貸借の権利設定の案件です。</p> <p>そのため、図面を省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	この件について第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、経営移譲の案件です。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われれます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号の利用権設定関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

<p>渡邊主査</p>	<p>次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> <p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成29年10月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第2号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、貸主の離農に伴う新規の賃貸借案件です これ以外の案件は、過去の総会で議決をいただいております。 第3地区委員さんにより、10月16日にあっせん会が開催されております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>図面につきましては、2ページに掲載しております。</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず、43.0ha、労働力は1人です。 以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>この件について第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 第3地区農業委員により10月16日にあっせん会を開催しております。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。 以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(無しの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。</p> <p>買入協議の要請1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするように要請することについて審議を求める。平成29年10月26日提出大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第3号1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、申出者が使用貸借の権利設定をして貸付けしていた農地を申出者よりあっせんの申出を受け、公募を行い、第5地区農業委員さんにより10月24日にあっせん会を行っております。</p> <p>〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、29.2ha、労働力は2人です。</p> <p>あっせんによる売買価格は、10a当たり36万円、総額1,838万2千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p> <p>図面は、3ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより買入協議の要請1番について質疑に入ります。</p>

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の買入協議の要請1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第4号「農業委員会要望書について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 作田局長。
作田局長	議案第4号「農業委員会要望書について」このことについて、次のとおり決定したいので、審議を求める。平成29年10月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 別冊で配布しております要望書(案)をご覧くださいと思います。当案件に係る法律的な根拠は、27年度までは「農業委員会等に関する法律第6条3項」において「農業委員会は、区域内の農業および農民に関する事項について、他の行政庁に建議することができる」と規定されていましたが、28年4月1日の法改正により、建議としての位置づけが削除されました。 そのため、昨年度から農業委員会から町への「要望書」として提出することとして、7月及び9月に開催した農政振興部会において審議した結果を上程したものです。 「要望書(案)」を配布しておりますのでご説明します。 それでは、表紙をおめくり下さい。まず、前文でございます。 【前文朗読説明】 日付は、議決となった後に町長部局と協議して提出する日を記載したいと思います。 それでは、具体的な要望の内容に移らせて頂きます。 要望事項は「自然にやさしいエネルギーの拡大について」から「鳥獣被害防止対策の強化について」までの4項目でございます。 概略をご説明いたします。 1番「自然にやさしいエネルギーの拡大について」は、エネルギー政策の転換、及び原発の再稼働に対する懸念、原発からの撤退について国・道への働きかけと、昨年同様、再生可能エネルギーの施設整備の際には、自然環境や景観に配慮し、災害などの被害や影響が発生しないよう万全

	<p>の対策を講じるよう要請しております。また、「原子力災害対策について」は、対策の強化、情報の提供の関係機関への働きかけを要請しております。</p> <p>2番「国際交渉（TPP・EPA等）について」は、政府が米国を除く11か国でのTPPの早期発効を目指していること、EU（欧州連合）とのEPA交渉が7月大枠合意していることなどが、農業や地域経済に影響を与えるのではないかと懸念されており、今後、交渉における情報を提供・開示し、またその影響等を検証し、長期的で万全な対策等を実施することについて載せております。</p> <p>3番「土地改良基盤整備事業等の推進について」は、強い・競争力のある農業の実現のためには生産性向上の基礎となる土地改良基盤整備事業や地域の共同活動に対する支援、また防災や減災対策に係る事業の計画的で安定的でかつ迅速な事業推進について要望しております。</p> <p>また、4番「鳥獣被害防止対策の強化について」は、駆除対策や防止柵等の維持管理対策事業の継続及び充実について、また対策の強化のため、ハンター等の駆除従事者の人材育成、広域的な対応と関係団体との連携の強化を講じることを要請しております。</p> <p>詳細な内容につきましては、次ページ以降の朗読をもってご説明いたします。</p> <p>【要望書（案）1番から4番朗読説明】</p> <p>なお本日、議決を頂けましたら、町長部局と日程調整し、山神会長、永倉職務代理、田中秀雄農政振興部長、そして私の4人で町長を訪問のうへ提出したいと考えております。</p> <p>以上、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議願います。</p>
山神会長	これより質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。
	これより議案第4号「農業委員会要望書について」を採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。
	次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。
	事務局の説明を求めます。

渡邊主査	<p>渡邊主査。</p> <p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。平成29年10月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【報告1号説明朗読】</p>
山神会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦勞様でした。</p> <p>引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時5分)</p>